

具体的かつ詳細な随意契約理由について（業務委託）

随意契約理由書

1 事業名称

令和6年度地域課題解決型「広報みなと」配布業務委託（波除小学校区）

2 契約の相手方

波除地域活動協議会

3 随意契約理由

本事業は、地域コミュニティの機能低下などにより複雑・多様化した地域課題について、地域の団体や企業等に業務を委託することにより、地域のヒト・モノ・カネ・情報などの資源を循環させ、地域経済の活性化を図るとともに、地域実態に即した課題解決を図る「社会的ビジネス化」を進めることを目的としている。本事業を効率的・効果的に遂行するには、公募型プロポーザルによる地域団体等を含む民間事業者にも、広報紙の全世帯・事業所への配布とあわせて、創意工夫を凝らした企画提案を広く募集することが最も適した方法である。公募を実施した結果、委託先選定会議での選定評価の結果等にもとづき、優れた提案を行った事業者である波除地域活動協議会と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港区役所 総務課（総合政策）

随意契約理由書

1 事業名称

令和6年度地域課題解決型「広報みなと」配布業務委託（弁天小学校区）

2 契約の相手方

弁天地域活動協議会

3 随意契約理由

本事業は、地域コミュニティの機能低下などにより複雑・多様化した地域課題について、地域の団体や企業等に業務を委託することにより、地域のヒト・モノ・カネ・情報などの資源を循環させ、地域経済の活性化を図るとともに、地域実態に即した課題解決を図る「社会的ビジネス化」を進めることを目的としている。本事業を効率的・効果的に遂行するには、公募型プロポーザルによる地域団体等を含む民間事業者にも、広報紙の全世帯・事業所への配布とあわせて、創意工夫を凝らした企画提案を広く募集することが最も適した方法である。公募を実施した結果、委託先選定会議での選定評価の結果等にもとづき、優れた提案を行った事業者である弁天地域活動協議会と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港区役所 総務課（総合政策）

随意契約理由書

1 事業名称

令和6年度港区広報紙編集等業務（令和6年5月号～令和7年4月号）

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

本事業は、「広報みなど」を通じ区民に必要な情報を確実に伝えるため、事業者がもつ企画編集・デザインのノウハウを活用して区民目線での紙面作成を行うことで、区民が期待する地域情報を活用した親しみやすく読みやすい広報紙を提供することを目的としている。

本事業を効率的・効果的に遂行するには、公募型プロポーザルにより民間事業者から創意工夫を凝らした企画提案を広く募集することが最も適した方法である。

公募を実施した結果、委託先選定会議での選定評価の結果等にもとづき、優れた提案を行った株式会社トライアウトと随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港区役所 総務課（総合政策）

随意契約理由書

1 事業名称

令和6年度大阪市港区におけるコミュニティ育成支援事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は、区民と連携・協働しながら地域コミュニティの活性化をめざす事業であり、より多くの区民の参画・協力を得て事業に取り組む必要があり、特に区民まつりなどの事業においては、多くの人が参加したくなるような魅力的な企画が必要であることから、事業者の持つノウハウを活かして事業を推進する必要がある。本事業を遂行するには、公募型プロポーザルにより民間事業者から創意工夫を凝らした企画提案を広く募集することが最も適した方法である。

公募を実施した結果、委託先選定会議での選定評価の結果等にもとづき、優れた提案を行った一般財団法人大阪市コミュニティ協会と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港区役所 協働まちづくり推進課（市民活動推進）

随意契約理由書

1 事業名称

令和6年度大阪市港区における新たな地域コミュニティ支援事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は、中間支援組織を活用して地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、大きな公共を担う活力ある地域づくりを実現することを目的とする。

本事業を効率的・効果的に遂行するには、民間事業者から創意工夫を生かした企画提案を広く募集することが最も適した方法であるため、公募提案型プロポーザルを実施し、その結果、委託事業者選定会議により選定された一般財団法人大阪市コミュニティ協会と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港区役所 協働まちづくり推進課（市民活動推進）

随意契約理由書

1 事業名称

令和6年度港区地域福祉サポート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、住民による地域福祉のコーディネーターを概ね各小学校区に一人配置することで、日常的に生活課題を抱えた人の相談や支援の必要な人に対する見守り活動、また緊急時の一時的な相談や援助、関係機関と連携し福祉の制度につなぐ役割を果たすなど、地域における住民主体の福祉コミュニティを推進させている。

生活課題の解決に向け、住民間の支えあいにより、解決可能な生活ニーズに対応するためのマッチングシステムを運用し、サービスの受け手と提供者をマッチングさせ、住民間の交流を促しており、また地域での見守り協力事業者を発掘し、より多くの人に関わり合いながら、地域福祉の活性化を図っている。

さらに、地域において本事業で得た要援護者の課題や情報を関係機関と共有することで、速やかに福祉支援の制度につなげることができている。

これらの事業は地域を基盤にして実施する事業であり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

また、本事業は、福祉局において実施している、地域における要援護の見守りネットワーク強化事業（大阪市社会福祉協議会に特名随意契約で委託）において設置している「見守り相談室」と連携して実施することで、地域の見守り体制づくりや要援護者の情報共有等において、より効果的な事業の推進を図っている。

区の社会福祉協議会は、平成26年度以降、区役所との間に、地域福祉活動の支援に係る連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。

これらのことから、事業を一体的に実施するに当たっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取り組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港区役所 保健福祉課